

富山家庭裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日時

平成18年6月16日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

井加田まり，佐野仁志，銭 輝，手崎政人，平野正治，藤井邦夫，堀 昌章，
松本哲泓（委員長），宮田伸朗

中野英和委員は欠席

(2) 事務担当者

石崎事務局長，野々村首席家裁調査官，荒谷首席書記官，山口事務局次長，
青木総務課長，小沼総務課課長補佐

4 進行次第

(1) 委員長の選任

片山俊雄委員から松本哲泓委員に交代し，委員長が欠けたことから，互選により松本哲泓委員を選出した。

(2) 委員長あいさつ

(3) 意見交換

テーマ 「高齢社会と家庭裁判所 - 成年後見制度を中心として - 」

内容は，別紙のとおり

(4) 次回テーマ

離婚に関するテーマを予定

(5) 次回開催日時

平成18年12月19日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

意見交換(委員長 委員)

成年後見制度が国民にとって利用しやすく信頼できるものにするために家庭裁判所が取り組むべき点として、手続相談における説明の充実についての御意見を伺いたい。

後見人は、申立人が候補者とした親族などが選任されているのか。

被後見人(以下、「本人」という)と利害関係がないかなどを検討して決定しており、必ずしも候補者が選ばれるとは限らない。親族の割合は約八割であるが、年々やや減少している。

後見人が不正を働いた場合、誰が告発することになるのか。

家庭裁判所が刑事告発することになるが、身内である後見人に法律上の刑罰を科すことができない場合もある。そういう場合は本人に損害を与えたことになるから、後見人に民事上の損害賠償請求をすることはできる。第三者が後見人であれば、告発したり懲戒を求めたりすることがある。当然のことであるが、家庭裁判所は、不正を働いた後見人を解任して第三者後見人等を選ぶことになる。

生活保護を受けている単身者で司法書士が財産の処分のために第三者後見人になった例を知っているが、本人の財産処分が終わると後見人の仕事は終わるのか。

本人が亡くなるか、障害が回復するまで後見人の仕事は終わらない。

亡くなったら葬式費用の支払いをしたり遺骨などを引き取ってもらえるか。

亡くなるまでが仕事なので、それは無理である。亡くなるまでなら、かかった療養費などの特別養護老人ホームへの支払いは、後見人に請求して本人の預貯金から支払ってもらえる。

社会福祉協議会の福祉サービス援助権利擁護事業では、預貯金の出し入れなどを本人と契約を結んでやっているが、成年後見制度とはどう違うのか。

社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の対象となる人が、サービスを受ける契約を締結できる能力があれば社会福祉協議会でできるが、認知症などでそこまでの能力がない場合は、成年後見制度を利用することになる。

裁判所で利用されているのは成年後見がほとんどで、保佐や補助はあまり利用されていない。実際には、社会福祉協議会の福祉権利擁護事業などでまかかっていると思われる。

本人の能力が契約を締結できるレベルの場合、成年後見制度と社会福祉協議会の福祉権利擁護事業とで異なることはあるか。

保佐や補助を利用するには、まず裁判所に申立てをしないと行けない。新たに施設利用のための契約を結んだり財産を処分したりする場合は、福祉権利擁護事業としてできることはあまりないが、保佐人の場合は、代理権付与の申立てをして裁判所の許可を受ければ、本人を代理して施設利用契約の締結や財産の処分などもできる。

成年後見関係事件の適正迅速な審理の促進についての御意見を伺いたい。

医師による鑑定書は、だいたい2か月以内に提出されているということだが、精神科医としての経験からいえば、経過診断をするので2か月くらいは期間を置いている。1か月というのはちょっと短い気もするが。

申立て時と家裁調査官による調査時とで、本人の症状が改善したというケースもある。

後見の申立てがあつて鑑定をしたら本人は保佐の程度だったという場合はどうなるのか。

申立ての趣旨を後見から保佐に変更してもらうことになる。

鑑定書と裁判官の判断が異なることはあるか。

そういうことは、ほとんどない。

精神障害、知的障害者の場合、療養手帳に記載された判定で鑑定に代えることができるか。

鑑定が原則であるが、手帳に記載された判定の時期、判定の根拠となった資料などをみて鑑定に代わり得るほどの信頼性があれば、それで判断できることもありうる。

知的障害者の場合、手帳の判定をそのまま使えれば福祉サービスを行う上で助かるが。

立法論としてそういう要望があることは聞いているが、現行法では、本人の行為能力を制限する制度であることから、鑑定することが原則である。

認知症、精神障害、知的障害の病名別の申立数のデータはあるか。

データは取ってはいないが、印象としては約80パーセントは認知症である。今後、施設入所者の集団申立てが増えると認知症の割合は減ると予想される。

後見申立てが取り下げになることもあるようだが、どんなケースか。

親族の間で紛争があって、それぞれが申立てをして後見人の選任について調整できなかったケース、裁判所が第三者を後見人に選任すると申立人が本人の財産を自由に処分できないことが分かり、いわば目論見が外れて取り下げるケースなどがある。後者の例として、本人の居住用不動産を賃貸してその賃料報酬を申立人らの生活費に充てる目的が認められる場合などである。また、申立をした後で本人が死亡したケースもある。

関係機関との連携の充実についての御意見を伺いたい。

独居老人で年金しか収入がない場合、公的な援助を受けて申立てができるか。

自治体が負担する制度はあるようだが、富山県では使われていないようだ。予算措置はあるので実行できると思う。本人の二親等以内の親族から意向確認することで足りるなど、市町村長申立ての要件も少し緩和された。

後見人の報酬は裁判所が決定しているが、市町村申立てで、本人が年金、生活保護受給者である場合には、リーガルサポート会員の司法書士に少額の報酬（ボランティア）でやってもらう場合がある。

現在、市町村長申立についての援助は制度化が進んでいる。また、リーガルサポートには公益信託の制度があり資金がプールされている。報酬が見込めないケースの場合は司法書士に限らず利用できるようになっているが、これもあまり利用されていない。

成年後見制度はまだ十分に知られていないためにあまり利用されていないというのが現状だが、本人の行為能力を制限する制度なので、裁判所としても利用を積極的に進めるようアピールするのも難しいものがある。この制度をよく知ってもらうよう公的機関と協議会を開催するなどの努力をしている。

市町村長申立の多くは生活保護受給者でケースワーカーが関わっている。本人の入院費用を市町村が請求できるような場合には利用されるが、そうでない場合はあまり利用されていない。

鑑定については、鑑定料も低廉で鑑定書の提出期間も短く問題は少ない、現在の課題としては、弁護士や司法書士以外の税理士、行政書士、社会福祉士及び社会福祉協議会などの法人が、第三者後見人の供給源となってもらえるかということである。

今後は、社会福祉士も地域包括支援センターに常駐するので、そこでやれるとよい。

現在、裁判所が苦勞しているのは後見監督の面であり、後見監督人になってくれる適切な法人などがあると助かる。民間の団体がやってくれるとよいが、利益が出ないとダメだろうし、公正さということも重要である。

成年後見等の相談も増えているのか。

相談は、平均すると1日に1件以上はあると思う。そのうちの半分以上の人は、申立てをする。

申立てはどこの裁判所にするのか。

本人の住所地を管轄する裁判所である。東京など遠方にいる親族から富山の裁判所に申立書が郵送されることもある。

市町村と連携して、巡回相談や出張講座を開いたりして手続を説明したらどうか。

出張講座については、要望があり相当数の方が参加していただけるようなら実施できると思う。出張相談については、毎年、憲法週間に富山市、高岡市、魚津市で法律相談を行っており相当数の利用者がある。また以前、裁判所の支部等があった朝日町、上市町、氷見市では定期に出張相談をしているが、相談者はやや少ない。また、成年後見のパンフレットは、各市町村に送付して置いてもらっている。

以 上